

令和7年度障がい児・者及び要介護高齢者等歯科保健サービス提供事業業務委託仕様書

1 目的

障がい児・者施設及び要介護高齢者施設の利用者に対して歯科健診、歯科保健指導、口腔ケア等の歯科保健サービスを実施するとともに、施設職員等に対して日常的な口腔ケアの実施方法を指導し、これらの施設における口腔ケアの推進を図ることを目的とする。

2 実施期間

委託契約日から令和8年3月31日まで

3 対象施設

岩手県内の障害者支援施設、障害者入所・通所施設、介護保険施設及び訪問系・通所系事業所等

4 委託業務内容

(1) 関係機関・団体との連絡調整及び会議の開催（1回）

障がい児・者施設及び要介護高齢者施設が加入している協会・団体に対し、事業の実施について協力を要請するとともに、各種施設における入所者の歯科口腔保健の状況、歯科保健サービスの提供状況について意見聴取を行う。

(2) 施設利用者に対する歯科健診、口腔ケア等の実施（30箇所程度）

歯科医師及び歯科衛生士を障がい児・者施設及び要介護高齢者施設に派遣し、施設利用者の歯科健診、歯科相談、口腔ケア等の歯科保健サービスを実施する。

ア 歯科健診

利用者のむし歯、歯周病等の歯科疾患を早期に発見し、早期に治療すること等を目的として、歯科健診を実施する。

イ 歯科保健指導

利用者の歯科口腔保健の向上を目的として、歯口清掃、間食等の歯科保健指導を実施する。

ウ 口腔ケア

利用者の誤嚥性肺炎、窒息等の予防を目的として、器質的及び機能的口腔ケアを実施する。

エ その他

利用者の歯科口腔保健の向上を目的として、ア～ウ以外の歯科保健サービスを実施する。

(3) 施設職員に対する研修、実地指導の実施（10箇所程度）

歯科医師及び歯科衛生士を障がい児・者施設及び要介護高齢者施設に派遣し、施設職員に対して口腔ケアの実技指導を実施する。

5 事業完了報告

この事業が完了した場合は、令和8年3月31日までに事業実績報告書を作成し、提出するこ

と。

6 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、県、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら進めるものとする。
- (2) 歯科医師や歯科衛生士が施設の利用者に対して行う医療や介護については、当該事業として実施する歯科保健サービスとは異なることから、明確に区分して実施するものとする。